

東青梅居宅介護支援事業所 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人積善会が開設する東青梅居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業所（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員」という）が要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援事業所を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の介護支援等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じてその利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたって援助を行う。

2. 事業の実施のあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス、及び福祉サービス、障害サービスが多様な事業所から総合的にかつ効率的に提供されるように中立公正な立場でサービスを調整する。

① 利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能である。

② 利用者は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である。

3. 事業所の実施にあたっては関係区市町村、地域の保健・医療、福祉、障害サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また必要に応じて、多様な主体により提供される日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等）が包括的に提供されるように努めるものとする。

4. 特定事業所加算取得事業所として、地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に受託できる体制を整備し、適切な対応に努めるとともに、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保する。また他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施する。

第3条（事業の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 東青梅居宅介護支援事業所
- 二 所在地 東京都青梅市東青梅1丁目5-28 2階

第4条（職員の職種 員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- 二 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日 祝日も営業とする。
年未年始 12月31日から1月3日は原則休み。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 課題の分析について使用する課題分析の方法は独自方式を用いる。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
 - 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
 - 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

（他のサービス事業所との連携によるモニタリング）

ケアマネジメントの質向上を目的に、テレビ電話などを用いて、ほかのサービス事業所との連携によるモニタリングが可能。

なお、テレビ電話などを利用したモニタリングを行うためには以下の条件を満たすことが必要。

ア.利用者の同意を得ていること

イ.サービス担当者会議などにて、以下について主治医・担当者などの合意を得ていること

i .利用者の状態が安定していること

ii .利用者がテレビ電話などを利用して意思疎通ができること

iii.テレビ電話などを用いて収集できない情報は、ほかサービス事業者との連携で収集を行うこと

ウ.少なくとも2ヵ月に1回（介護予防支援の場合は6ヵ月に1回）は利用者の居宅を訪問する

十 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。サービス担当者会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行なうこともできる。ただし利用者又はそのご家族が参加する場合にあっては同意を得て行うこととする。

3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

第7条（勤務体制の確保）

適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止する。

第 8 条 (利用者の人権擁護)

指定居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護のための必要な体制の整備と従業者に対し研修を実施する。

第 9 条 (事業継続計画)

感染症や非常災害の発生時において指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画を策定しこの業務継続計画に従い必要な措置を講じる。また介護支援専門員（従業者）に対し周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施し必要に応じて業務継続計画の変更も行う。

※令和 7 年 3 月 31 日まで猶予期間。

第 10 条 (衛生管理)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第 11 条 (高齢者虐待防止の推進)

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催する。その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針の整備。
- ・介護支援専門員に対し虐待防止のための研修を定期的実施。(実施担当者を置く)

第 12 条 (身体拘束等の適正化の推進)

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催する。
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- ・介護支援専門員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施。

第 13 条 (通常の実施地域)

通常の実施の実施地域は、青梅市、羽村市、西多摩郡奥多摩町、あきる野市、西多摩郡日の出町、西多摩郡瑞穂町、飯能市の一部（下直竹、上畑、下畑、岩淵、美杉台、前ヶ貫、矢嵐、南町、落合）入間市の一部（木蓮寺、南峯、金子中央）の区域とする。

第 14 条 (実施地域外の交通費の費用等)

通常の実施の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、通常の実施の実施地域を越え 1 km 毎に 200 円とし、費用の支払いを受ける

場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

第 15 条（相談・苦情・ハラスメント処理）

当事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

第 16 条（事故処理）

当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行なった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

第 17 条（その他運営についての留意事項）

当事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後 1 月以内
 - (2) 高齢者虐待防止に関する研修 年 1 回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年 1 回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年 1 回
 - (5) 感染症防止に関する研修 年 2 回
 - (6) 定例会議 週 1 回
 - (7) 個別研修計画に基づき適宜
 - (8) 身体拘束等に関する研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は積善会法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年8月1日から施行する。

令和4年4月1日から施行する。

令和4年11月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。